

## 平成24年9月24日(月) 裁決の概要

## 【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	大阪市長	大阪市福島区の男性	平20. 4. 15	気管支ぜん息 葬祭料の支給	<p><b>取り消し</b> 死亡診断書で直接死因とされた「肺炎」は、認定疾病（指定疾病）気管支ぜん息の続発症であると認められる。死因は誤嚥性肺炎であり、認定疾病に起因しないとする原処分は誤りである。指定疾病の続発症として肺炎等を例示した環境庁及び環境省の通知の趣旨は、例示の「疾病又は状態」であれば、続発症として推定するよう、処理基準を示したと解せられる。例示の疾病を続発症の範囲外とするには、それを証明する医学的証拠を示す必要がある。さらに、誤嚥性肺炎も肺炎の一部であり、続発症の推定を受ける。したがって、処分庁が誤嚥性肺炎を続発症の範囲外とするには、「誤嚥」を明確に示す医学的事実等を挙証しなければならない。しかし、全カルテからも誤嚥を示す事実の記載はなく、放射線画像上も、誤嚥を示唆する肺炎像は確認できない。本件審査の前提となる「続発症としての肺炎」の検討すら、処分庁は行っていない。</p>	<p>審査請求人は、被認定者の子。 被認定者は、大正11年出生、平成18年に83歳で死亡。 昭和52年、気管支ぜん息で大阪市長から認定を受ける。 障害等級は、認定当初より3級。</p>	平19. 5. 7	<p>①平19. 8. 7 ②平19. 8. 17 ③平20. 3. 17</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府池田市の女性	平22. 3. 14	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<b>棄却</b> 本件の審査対象は、細胞診検査の報告書と胸部放射線画像及びPET-CT画像に限られた。細胞診は悪性細胞を認めておらず、放射線画像上も、肺線維化及び胸膜プラークは認められず、また、中皮腫を示唆する所見はなかった。PET-CT 画像上、胸部に広範囲の集積を認めたが、中皮腫の診断の根拠とはなし得ない。以上から、中皮腫ではないとした原処分は相当と認められる。	審査請求人は、未申請死亡者(明治45年出生)の子。 未申請死亡者は自動車修理業に従事経験が有る。	平21. 5. 7	平22. 1. 27
2	独立行政法人環境再生保全機構	三重県鳥羽市の女性	平22. 4. 8	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<b>棄却</b> 本件の主要な医学的資料は、細胞診標本及び胸部放射線画像であった。細胞診標本からは悪性細胞は認められず、放射線画像上も、胸膜プラーク及び肺線維化所見はなく、また、中皮腫を示唆する腫瘍陰影は認められなかった。胸部に腫瘍を認めたが、その形状から中皮腫とはいえない。以上から、中皮腫ではないとした原処分は相当と認められる。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和10年出生)の妻。 未申請死亡者の暴露歴は無し。	平21. 8. 5	平22. 2. 23
3	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府寝屋川市の女性	平22. 4. 19	中皮腫 認定	<b>棄却</b> 病理組織学的診断において、HE染色では血液系の腫瘍が疑われた。免疫染色では、中皮腫の陽性マーカーのcalretinin、WT-1、D2-40、cytokeratinが陰性であり、一方、CD138及びCD38が陽性であったことから、形質芽球性リンパ腫が疑われ、中皮腫とはいえない。放射線画像上も、中皮腫及び石綿起因性の肺がんを示唆する所見は認められなかった。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、認定申請者(昭和27年出生)の妹。 認定申請者の暴露歴は無し。	平21. 7. 17	平22. 3. 26
4	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府守口市の男性	平22. 5. 20	中皮腫 認定	<b>棄却</b> 病理組織学的診断において、免疫染色は、陽性マーカーのcytokeratin(AE1/AE3)、CAM5. 2、calretinin、D2-40及びWT-1は陰性であったことから、中皮腫を示唆する所見は認められなかった。放射線画像上は、右胸腔腫瘍が考えられ、びまん性中皮腫の所見はみられず、肺がんとしても、胸膜プラークや肺線維化の所見は認められず、石綿起因性の肺がんを示唆しなかった。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、認定申請者(昭和20年出生)の子。 認定申請者の暴露歴は無し。	平21. 5. 21	平22. 3. 26
5	独立行政法人環境再生保全機構	山口県大島郡の女性	平22. 7. 23	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<b>棄却</b> 病理学的資料を欠くため、放射線画像の読影が重要な事案である。当審査会の読影に基づく所見では、胸膜に沿うびまん性胸膜肥厚像が認められないことから中皮腫は否定的であった。画像上は肺がんが疑われたが、胸膜プラークは認められず、肺線維化所見も認められなかったことから、肺がんとしても、石綿起因性肺がんとはいえないと判定した。よって原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和19年出生)の妻。 未申請死亡者は、金属製品製造業に職業歴がある。	平22. 1. 29	平22. 5. 27